

株主各位

(証券コード：5858)
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2

株式会社 S T G

代表取締役社長 佐藤 輝明

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第43回定時株主総会招集ご通知」及び「第43回定時株主総会資料（交付書面 省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト <https://www.stgroup.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

- ・東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使使用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午後2時00分
2. 場 所 大阪府大阪市中央区淡路町4丁目2-13
アーバンネット御堂筋ビル3階
アーバンネット御堂筋ホール ホールA
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第43期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第4号議案 剰余金処分の件
第5号議案 定款一部変更の件（事業目的）
第6号議案 取締役6名選任の件
第7号議案 監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、各国の物価情勢や金融資本市場等の動向、地政学リスク等が影響しているものの、米国において個人消費等が増加し、景気拡大が継続したことから、総じて堅調に推移しました。

わが国経済においては、企業収益が改善し、設備投資が底堅く推移したほか、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費が増加基調にあるなど、緩やかに回復しました。

このような状況のなか、当社グループは、2024年12月に中期経営計画「Challenge 100」を公表しました。この中期経営計画では、技術・品質の向上と生産能力拡大を図るため、設備投資やM&A等を積極的に行っていく方針としております。

世界のマグネシウム需要が急増期に入っています。当社グループにおいても、軽量化金属部品の受注が順調に推移しておりますことから、上記計画に沿って、業容の拡大に努めています。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は6,426百万円（前年同期比22.6%増）、営業利益は485百万円（同62.7%増）、経常利益は513百万円（同70.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は389百万円（同96.5%増）となりました。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は411百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成及び取得した主要な設備

大阪工場	三次元測定機	11,900千円
静岡・大阪工場	3D CADソフトウェア	17,803千円
マレーシア工場	ダイカストマシン	82,102千円
マレーシア工場	三次元測定機	13,802千円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきまして、当社の子会社であるSANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDは、長期運転資金として、日本政策金融公庫から長期借入金200百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「同業他社にはない独自の技術力をもとに成長し、事業の拡大を実現させる」というコンセプトに基づく戦略に取り組み、将来的な市場ニーズ等を勘案し、中期経営計画「Challenge 100」を策定いたしました。

マグネシウム合金部品を中心とした電動車軽量化ソリューションに加え、製品の軽量化を希求するお客様への精密・高品質な部品供給をすすめ、電動車等の普及や製品の軽量化に伴う市場拡大による成長機会を捉えます。

中期経営計画（計画期間2025年度～2027年度）における取り組むべき課題は以下の通りです。

(1) 生産能力の向上、人員の確保

当社グループは、急速に企業規模が拡大しており、今後も成長スピードをあげていくためには生産能力の向上が必須です。また、増加する生産能力を支えるための人員の確保も必要となります。

① 積極的な設備投資の継続

STX PRECISION (JB) SDN. BHD. (マレーシア工場) は、アルミニウム合金部品の製造を主力としております。このアルミニウム合金部品の生産能力を拡大させるとともに、マグネシウム合金部品の取扱いも開始させます。

② 新たな生産拠点の整備

地政学的リスクを勘案し、かつASEANでの生産能力向上を一層強化するため、新たな国（フィリピン）への進出も含めて生産拠点の整備を一層推し進めます。

③ 周辺事業への事業領域の拡大

生産効率を一層高めるために、事業領域を拡大させ一層の内製化をはかります。

④ M&Aの活用

中期経営計画の期間中のM&Aは、生産能力の向上と人員の確保を図ることを主眼として進めます。PMI（ポスト・マージャー・インテグレーション）を着実に行い、将来の収益源となるように、当社とも協力体制の確立や経営体質の強化に努めます。

(2) 収益力を維持拡大させるための技術の継承

今後も収益力を維持・拡大させるためには、技術の継承が重要な要素となります。当社の強みである金型設計力と鋳造技術力を更に高めてまいります。

① 品質へのこだわりの徹底

当社グループは、高品質へのこだわりを徹底し、お客様に信頼される製品を提供することを最優先としています。厳格な品質管理体制を構築し、各工程での検査と改善を徹底することで、安定した品質を維持し続けています。これからも品質向上に向けて妥協せず取り組んでいくことでお客様のニーズに応え、信頼される製品を提供し、更なる収益拡大を目指してまいります。

② 様々な製造手法への対応

技術力を強みとする当社グループは、既存の技術やノウハウを活かし、多様なニーズに対応することで、さらなる取引先の拡大を行ってまいりたいと考えております。高い技術力を活かし、より高度なニーズに応える部品を増加させることで、お客様の信頼に応えるとともに、さらなる収益拡大に努めてまいります。

(3) 課題を解決させるための資金戦略

今後の成長を加速させるためには、量的に十分な資金調達が必要です。自己資本比率や債務償還年数等を意識しながら、将来にわたって、資金調達余力を十分に維持し続けることが重要であると考えております。このため、多様な資金調達手段を活用し、株主価値を維持しながら成長資金の確保を図りたいと考えております。

① 多様な資金調達手段の活用

金融機関からの借入金については、調達コストや為替リスクを意識した借入をおこないます。また、財務基盤の安定性を意識し、かつ普通株式の希薄化に配慮し、優先株式での資金調達も実施してまいります。(自己資本比率30%以上の維持)

② 多様な資金調達手段の活用

資金調達環境を醸成するためには、普通株式の魅力を向上させることが重要であると考えています。株価を意識した施策を講じ、かつ配当額を着実に向上させてまいります。配当性向の目標を20%程度とするなか、自己株式取得等もこの枠組みの中で検討してまいります。収益力強化を目指すことで、企業価値を高め、配当を増額してまいりたいと考えております。これらにより、当社株式の魅力を高めることを目指します。

中期経営計画では、長期目標としての連結売上高300億円・連結営業利益30億円を確実に達成させるために上記課題に取り組みます。マグネシウム合金部品の生産拡大とともに、シナジー効果が見込める現事業の周辺領域企業のM&Aを積極的に推し進め、長期目標達成への礎を築き、成長スピードを一層高めてまいりたいと考えております。この中期経営計画では、2027年度において連結売上高100億円、連結営業利益8億円（M&Aによる売上増加20億円を含む）を数値目標としております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第40期 (2022年3月期)	第41期 (2023年3月期)	第42期 (2024年3月期)	第43期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	3,501,336 千円	4,684,489 千円	5,242,833 千円	6,426,069 千円
経常利益	156,024 千円	285,008 千円	300,756 千円	513,115 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	88,439 千円	191,523 千円	198,013 千円	389,156 千円
1株当たり当期純利益	53.27 円	115.77 円	119.04 円	190.63 円
総資産額	4,140,583 千円	5,078,192 千円	5,891,553 千円	6,652,612 千円
純資産額	913,150 千円	1,235,213 千円	1,706,339 千円	2,423,661 千円
1株当たり純資産額	551.95 円	746.50 円	872.97 円	1,181.80 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第40期の期首から適用しており、第40期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第40期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
三輝特殊技研（香港）有限公司	2,392,000 HKD	100 %	各種金属製品販売
深圳市参輝精密五金有限公司	8,000,000 RMB	三輝特殊技研（香港）有限公司の100%子会社	各種金属製品 製造販売
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	70,000,000 THB	70 % (5 %)	マグネシウム成形品 の製造販売
STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	12,730,000 MYR	100 %	アルミニウム成形品 の製造販売

(注) 当社の出資比率の()内は、間接出資比率を内数で記載しています。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
マグネシウム成形品及びアルミニウム成形品の製造販売等	高付加価値カメラ部品、プロジェクター部品、自動車部品、監視カメラ部品等

(8) 主要な事業所

	名 称	所 在 地
生産拠点	大阪工場	大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2
	静岡工場	静岡県伊豆市上船原1400番地1
	中国工場	深圳市宝安区松岗街道燕川社区第二工业区牛角路第8栋厂房101
	タイ工場	113/4 Moo4, Nakhon Luang Industrial Estate, Tambol Bangphrakru, Amphur Nakhonlung, Ayutthaya 13260, Thailand.
	マレーシア工場	Lot 153 (No. 17A), Jalan Angkasa Mas 6, Kawasan Perindustrian Tebrau II, 81100 Johor Bahru, Malaysia.
営業拠点	香港	中国香港灣仔軒尼詩道288號英皇集團中心6樓604室

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の従業員数

従業員数（名）	前連結会計年度末増減（名）
670	11(増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
56	-	47.0	11.7

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	682,507 千円
株式会社日本政策金融公庫	321,510
株式会社池田泉州銀行	283,183
株式会社南都銀行	150,000
株式会社山陰合同銀行	95,851
株式会社関西みらい銀行	61,659

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,047,200株
- (2) 発行済株式の総数 1,024,975株 (自己株式 11,225株を除く)
- (3) 株主数 846名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
佐藤 輝明	150,000	14.63
株式会社三輝	150,000	14.63
林 健一	43,500	4.24
兼光 喜彦	30,000	2.92
SIXSIS LTD.	30,000	2.92
三菱UFJキャピタル株式会社	28,000	2.73
株式会社SBI証券	25,861	2.52
森田 泰成	24,000	2.34
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	23,800	2.32
佐藤 武幸	17,800	1.73

(注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数(11,225株)を控除して算出しております。
 2. 当社は、2025年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を基準として記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2016年4月1日	2025年3月13日
新株予約権の数	200個	114個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	20,000株	11,400株
新株予約権の1株あたりの払込金額	—	76.53円
新株予約権の1株あたりの行使価額	1,800円	3,195円
新株予約権の行使期間	2018年4月2日から 2026年4月1日まで	2028年7月1日から 2038年6月30日まで
行使の条件	(注) 2、3	(注) 4
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 104個 目的となる株式数 10,400株 保有者数 4名
	—	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名

(注) 1. 当社は、2025年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

2. 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
4. 下記(i)を達成し、かつ株価条件である下記(ii)の条件も満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

(i) 2028年3月期の連結営業利益が875百万円を超過した場合

(ii) 割当日から行使期間満了日までに当社株式の終値が5,000円を一度でも超過した場合 なお、上記(a)の連結営業利益の判定において、新株予約権者は、2028年3月期において、当社の監査済みの有価証券報告書の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)に記載された連結営業利益の数値を用いるものとする。また、連結営業利益の判定に際して、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判

断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の連結営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。加えて、上記（ii）の株価条件の判定において、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法行使価額」の調整事象が発生した場合には、上記（ii）に定めた株価を新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法の行使価額の調整に準じて調整し、調整後株価をもって判定するものとする。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐藤 輝明	代表取締役社長	<ul style="list-style-type: none"> ・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事長 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 代表取締役 ・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役
森田 泰成	専務取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
林 忠徳	専務取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事 ・深圳市參輝精密五金有限公司 代表人 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
白井 芳弘	専務取締役 管理本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役
佐々木 智一	取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・佐々木化学薬品株式会社 代表取締役 ・一般社団法人京都試作ネット 代表理事
鈴木 昭彦	取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ネクストン 代表取締役 ・株式会社フルテック 代表取締役 ・一般社団法人コンピューターソフトウェア倫理機構 理事長 ・株式会社五健堂ホールディングス 社外監査役 ・株式会社エスコポレーション 代表取締役
高橋 彰	常勤監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社グリーン高橋園 取締役
大貫 篤志	監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士大貫篤志事務所 ・税理士法人E & M 代表社員 ・株式会社大空 代表取締役 ・株式会社N P T 取締役兼執行役員C F O
高安 錬太郎	監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社アール・アンド・カンパニー 代表取締役 ・iRiek.株式会社 代表取締役 ・税理士法人Wells Accounting 代表社員 ・株式会社シキノハイテック 取締役 ・株式会社ギークピクチュアズ 監査役 ・株式会社テックオーシャン 監査役 ・株式会社アイネクション 監査役

- (注) 1. 取締役 佐々木智一氏及び取締役 鈴木昭彦氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。
2. 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。
3. 監査役 高橋彰氏、監査役 大貫篤志氏及び監査役 高安錬太郎氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。
4. 上記社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。
5. 監査役 大貫篤志及び監査役 高安錬太郎、両氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役等であり、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当社は2022年6月8日開催の取締役会において、取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役員報酬に関する内規に基づき、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責などに応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。基本報酬は、役員報酬に関する内規に基づき、取締役の個人別の報酬等については取締役会にて決定し、固定報酬として毎月金銭により支給するものとしております。

③ 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬等とし、前年度の利益実績に応じて算出された額を当年度の月額報酬に按分して支給することとしております。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会で審議を行い、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の実額の決定については、取締役会で定めた役員報酬に関する内規に基づき、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬等の額の配分としております。

なお、業績連動報酬等は、算出された額を当年度の月額報酬に按分して支給することとしております。

⑥ その他

上記のほか、中期経営計画（2025年度～2027年度）における業績達成を目標として、業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、基本報酬及び業績連動報酬等とは別にあらかじめ定める利益目標及び株価条件の達成を条件とした業績連動型有償ストックオプションを取締役に対し発行しております。その行使条件は「3 会社の新株予約権等に関する事項（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。

⑦ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79,797 (3,600)	79,797 (3,600)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	93,597 (17,400)	93,597 (17,400)	— (—)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。(使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。) 当該定時株主総会終結時の取締役の員数は6名(うち社外取締役は2名)であります。
 3. 監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	佐々木 智一	当事業年度開催の取締役会には、16回のうち16回出席し、素材・加工材料等の大手卸売企業での経験及び経営者としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	鈴木 昭彦	当事業年度開催の取締役会には、16回のうち16回出席し、ITビジネスでの豊富な企業経営経験及び経営者としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	高橋 彰	当事業年度開催の取締役会には、16回のうち16回出席し、監査役会12回のうち12回出席し、議案審議に際し、疑問点について適宜質問を行う等、監査機能を十分に発揮しております。
社外監査役	大貫 篤志	当事業年度開催の取締役会には、16回のうち16回出席し、監査役会12回のうち12回出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	高安 鍊太郎	当事業年度開催の取締役会には、16回のうち16回出席し、監査役会12回のうち11回出席し、公認会計士としての専門的見地に加え、証券会社での勤務時に蓄積されたコーポレートガバナンスやコンプライアンスなどの幅広い知見をもとに発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 28,270千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | |
| | 28,270千円 |

③ 会計監査人の報酬に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績を監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち海外子会社3社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームの監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいづれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社及び当社子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業行動指針」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」及び「リスク管理委員会」を設置する他、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
- b. 当社の従業員等は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合などには、速やかに報告・相談を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
- c. 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努めるとともに、コンプライアンス推進委員会などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図る。また、大阪府企業防衛連合協議会に加盟していることから、大阪府企業防衛連合協議会が開催する会議等に参加し、反社会的勢力に対する取組みや対策等の情報収集を行う。
- d. 代表取締役社長直轄である内部監査員は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
- e. 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- f. 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- a. 当社は業務上取り扱う情報について、「秘密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
- b. 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
- c. 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、リスク・マネジメントを重視した経営を行う上で、リスク・マネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- b. 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
- c. 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「防災管理規程」「防火管理規程」に則り、管理及び対策を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続きについて定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- b. 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
- c. 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
- d. 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、これを効率的に内部統制を進める手段として活用する。
- e. 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
- f. 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査員が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社各社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
 - b. 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
 - c. 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り、親子会社間での適正な取引に努める。
 - d. 当社の内部監査員は、子会社の内部監査を定期的に行う。
 - e. 当社の関係部門は、子会社の業務運営について積極的に協力し、体制整備の指導を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
 - b. 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
 - b. 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
 - c. 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。
 - b. 監査役は、内部監査員及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
 - c. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されております。定時取締役会は原則毎月1回開催しており、監査役3名も出席し取締役の業務執行を監視しております。社外取締役も選任されているため、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場での幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役は監査役会を原則毎月1回開催しており、その他にも監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査員との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。

また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

監査役は、取締役会に出席し適時適切な発言を行っております。なお、当社は監査役が監査に必要な情報を提供するとともに、監査役の社内各種会議への出席を保障しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,967,420	流動負債	2,485,708
現金及び預金	1,064,582	買掛金	629,613
売掛金	1,034,464	短期借入金	1,070,017
電子記録債権	26,859	1年内返済予定の長期借入金	347,647
製品	294,128	リース債務	69,648
仕掛品	1,093,937	未払金	206,198
原材料及び貯蔵品	315,023	未払法人税等	17,895
その他の	181,505	賞与引当金	17,754
貸倒引当金	△43,081	その他の	126,933
固定資産	2,677,205	固定負債	1,743,243
有形固定資産	2,263,816	長期借入金	1,380,516
建物及び構築物	632,615	リース債務	93,908
機械装置及び運搬具	1,291,646	繰延税金負債	195,105
土地	16,601	退職給付に係る負債	73,712
リース資産	140,411		
建設仮勘定	11,214		
その他の	171,328		
無形固定資産	284,635	負債合計	4,228,951
借地権	234,228	(純資産の部)	
その他の	50,407	株主資本	1,967,500
投資その他の資産	128,753	資本剰余金	369,789
投資有価証券	66,306	利益剰余金	299,202
差入保証金	28,679	自己株式	1,334,982
繰延税金資産	15,383		△36,473
その他の	18,384		
繰延資産	7,987	その他の包括利益累計額	455,121
株式発行費	7,987	その他有価証券評価差額金	3,819
資産合計	6,652,612	為替換算調整勘定	451,302
		新株予約権	1,039
		純資産合計	2,423,661
		負債・純資産合計	6,652,612

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 上 高			6,426,069
売 上 原 価			4,902,434
売 上 総 利 益			1,523,634
販売費及び一般管理費			1,038,510
営 業 利 益			485,124
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		5,444	
受 取 配 当 金		935	
為 替 差 益		75,896	
補 助 金 収 入		7,933	
そ の 他		11,479	
			101,688
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		65,943	
そ の 他		7,753	
			73,697
経 常 利 益			513,115
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		1,978	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,496	
そ の 他		34	
			3,508
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		1,841	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			514,782
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		98,987	
法 人 税 等 調 整 額		26,638	
当 期 純 利 益			125,626
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			389,156
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			—
			389,156

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	327,542	256,955	970,256	△36,400	1,518,353
当期変動額					
新株の発行	40,627	40,627	—	—	81,254
新株の発行(新株予約権の行使)	1,620	1,620	—	—	3,240
剰余金の配当	—	—	△24,430	—	△24,430
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	389,156	—	389,156
自己株式の取得	—	—	—	△73	△73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	42,247	42,247	364,726	△73	449,147
当期末残高	369,789	299,202	1,334,982	△36,473	1,967,500

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	327	187,457	187,784	200	1,706,339
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	81,254
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	—	3,240
剰余金の配当	—	—	—	—	△24,430
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	389,156
自己株式の取得	—	—	—	—	△73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,491	263,845	267,336	838	268,174
当期変動額合計	3,491	263,845	267,336	838	717,321
当期末残高	3,819	451,302	455,121	1,039	2,423,661

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社4社すべてを連結しております。

連結子会社の名称

三輝特殊技研（香港）有限公司

深圳市參輝精密五金有限公司

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED

STX PRECISION (JB) SDN. BHD.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、連結決算日との差異が3ヵ月を超えない子会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。なお、決算日の翌日から連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は、主として定率法、在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。ただし、当社は、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	2～13年

② 無形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

借地権 50年

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主に金属部品鋳造及び加工事業を行っており、顧客との契約から生じる収益に関する当該事業における主な履行義務は金属部品の製造及び販売又は金属部品の加工であります。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、顧客に製品を引き渡した時点であり、当該時点で収益を認識しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

有形固定資産	2,263,816千円
無形固定資産	284,635千円
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、主として製造拠点又は事業会社を1つの資産グループとし、減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候は、資産グループの営業活動から生じる損益の継続的なマイナスの有無、使用範囲又は方法の変更の有無、及び経営環境の著しい悪化又は悪化する見込みの有無等を検討することにより、減損の兆候の有無を判定しております。

当社は、いずれの資産グループにおいても、営業活動から生じる損益の継続的なマイナスや、使用範囲又は方法の変更の有無、及び経営環境の著しい悪化又は悪化する見込みといった状況に該当しないため、当連結会計年度において減損の兆候がないと判定しております。

これらの減損の兆候の判定は、将来の経営環境の変化等の不確実性を伴うものであり、翌連結会計年度において、減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度計上額

繰延税金資産	15,383千円
繰延税金負債	195,105千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、貸借対照表上の資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差異である一時差異及び税務上の繰越欠損金等について、繰延税金資産及び負債を認識しております。繰延税金資産及び負債は、期末日時点において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率を用いて算定しております。将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で認識しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に示された要件に基づき分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当社の経営者により承認された事業計画に基づき算定しており、当社経営者の主観的な判断及び見積りを伴います。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに対する何らかの調整や将来の税法の改正は、繰延税金資産の額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

2. 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

変更による影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 当座貸越契約

当社及び連結子会社 2 社 (SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED、STX PRECISION (JB) SDN. BHD.) は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 5 行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,206,740千円
借入実行残高	897,485千円
<u>差引額</u>	309,255千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

建物	426,744千円
<u>借地権</u>	234,228千円
計	660,973千円

短期借入金	53,085千円
計	53,085千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

3,573,242千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の総数

普通株式 1,036,200 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	24,430	25	2024年3月31日	2024年6月26日

(注)当社は、2025年4月1日付で株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	35,874	35	2025年3月31日	2025年6月27日

(注)当社は、2025年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 79,200株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等を行うために必要な資金を銀行等からの借入により調達しております。資金運用については、原則として預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則1ヵ月以内の支払期日であります。借入は、主に設備投資及び借換に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社グループは、営業債権については、管理本部経理課が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延の恐れのある時は、各拠点と連絡を取り、速やかに適切な措置を講じております。

② 市場リスク管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク管理

当社グループは、社内の各部署からの情報に基づき、経営企画課が適時に資金計画を作成・更新することとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	66,306	66,306	—
資産計	66,306	66,306	—
長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	1,728,163	1,714,250	△13,913
リース債務	163,556	156,460	△7,096
負債計	1,891,720	1,870,710	△21,009

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びリース債務

これらの時価を算定しているもののうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映していることから、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	66,306	—	—	66,306
資産計	66,306	—	—	66,306

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,714,250	—	1,714,250
リース債務	—	156,460	—	156,460
負債計	—	1,870,710	—	1,870,710

(注) 「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	金属部品鑄造及び加工事業	
地域別		
日本	1,058,081	1,058,081
中国	1,223,543	1,223,543
タイ	1,968,727	1,968,727
マレーシア	2,175,716	2,175,716
顧客との契約から生じる収益	6,426,069	6,426,069
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	6,426,069	6,426,069

当社グループは、金属部品鑄造及び加工事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載はしておりません。

(注) 売上高は拠点の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。なお、中国には香港を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社グループは、金属部品鑄造及び加工事業において財又はサービスの提供を行っており、完成した財又はサービスを顧客に供給することを履行義務としております。原則として財又はサービスの納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。

これらの履行義務に値する対価は、履行義務を充足後おおむね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

区分	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	14,925	34,745

当社グループにおいては、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高は存在しておりません。

契約負債は、主として顧客から対価を受け取っているものの履行義務を充足していない部分を認識しています。顧客との契約に基づき財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取った場合に増加し、履行義務を充足することにより減少します。

期首の契約負債のうち、当連結会計年度に収益を認識した金額は13,675千円です。

当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,181円80銭

1株当たり当期純利益 190円63銭

(注)当社は、2025年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少について決議いたしました。

概要は以下の通りです。

- ① 株式会社日本政策投資銀行（以下、「本優先株式割当先」といいます。）との間で株式投資契約（以下、「本投資契約」といいます。）を締結し、これに基づき、本優先株式割当先に対して、第三者割当により、総額500,000,000円のA種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）
- ② 本優先株式の規定新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下、「本定款変更」といいます。）
- ③ 本優先株式の払込みを停止条件とし、2025年6月30日を効力発生日として、資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金增加分につき資本金及び資本準備金を減少すること（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ④ 2025年6月26日開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、(i) 本第三者割当増資、(ii) 本定款変更、(iii) 本資本金等の額の減少に係る各議案を付議すること

なお、本第三者割当増資は、本定時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としており、本資本金等の額の減少は、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。また、割当予定先による本優先株式の払込みは、本第三者割当増資、本資本金等の額の減少のために当社において必要とされる一切の手続（本定時株主総会において、本第三者割当増資、本定款変更、本資本金等の額の減少に係る各議案の承認が得られることを含みます。）が全て適法かつ有効に履践されていること、並びに、払込期日における払込みと同時に、本資本金等の額の減少の効力が生じることが合理的に確実と見込まれること等を条件としております。

I. 本第三者割当増資について

1. 本優先株式の概要

(1) 扱込期日	2025年6月30日
(2) 発行新株式数	A種優先株式 500 株
(3) 発行価額	1株あたり1,000,000 円
(4) 調達資金の額	500,000,000 円
(5) 優先配当	年率 6.3%により計算されます。 優先配当が実施されない場合は累積しますが、非参加型とし、優先配当及び未払いの累積した優先配当金を超えて、剰余金の配当は行いません。
(6) 募集又は割当方法 (割当予定先)	株式会社日本政策投資銀行に対する第三者割当方式 (500株)
(7) その他	本優先株式の発行については、本定時株主総会において、本定款変更に係る議案及び本第三者割当増資に係る議案が承認されることを含む本投資契約に定められる前提条件の充足が条件となります。

2. 本種類株式の発行の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、2024年12月12日に公表しました中期経営計画「Challenge 100」（計画期間：2025年度～2027年度）の方針に沿い、事業の成長スピードを上げていくために、積極的な設備投資やM&Aの実施等を行ってまいりたいと考えております。なお、この中期経営計画では、2027年度において連結売上高100億円、連結営業利益8億円（M&Aによる売上増加20億円を含む）を数値目標としております。

トランプ米大統領の関税政策や米中貿易摩擦などによって、世界経済は大きな下振れリスクに直面し、世界経済の見通しについては悲観的な見方が広がり、先行きの不透明感が一層強まりつつあります。このような状況の中ではありますが、当社の主力製品である軽量化金属部品（マグネシウム合金部品やアルミニウム合金部品）については、製品の徹底した軽量化を追求する顧客（製造メーカー等）からの需要が根強く、さらに当社がこれまで培った「精密成型」技術力をもとに様々な製品（ミラーレスカメラなどの高付加価値カメラ、自動車、ネットワークカメラ、プリンターやプロジェクターなどの精密機器、医療機器、ドローン等）への活用が見られています。

当社は、これらの製品を日本・中国・ASEANで製造し、世界的な大手メーカーの各種製品に対して供給しております。世界経済の動向により当社の業績は左右される可能性がありますが、カーボンニュートラルへの大きな流れの中で、軽量化金属部品への強い需要は引き続き続くものと考えております。

中期経営計画「Challenge 100」では、この流れを捉え、着実に成長を遂げていくために、積極的な資金調達を行い、設備投資やM&Aなどにより生産能力の拡大や人員の確保を図ってまいりたいと考えております。

本第三者割当による調達資金については、上記、生産能力の拡大のための設備投資やM&A等の成長投資に充当することを目的としております。

(2) 本第三者割当による資金調達を実施する理由

当社は、2024年3月に東京証券取引所のTOKYO PRO Marketからグロース市場へ市場変更を行いました。この際に普通株式の公募増資を行い、資金調達を実施しました。この調達資金の使途に関しましては、主としてマレーシア子会社の設備投資に充当し、この設備投資の実施は着実に進んでおります。

しかしながら、この設備投資を実施したうえでも、製品軽量化を希求する取引先各社からの当社製品への需要は旺盛であり、今後も設備投資を継続的に実施していく必要があると認識しています。加えて、当社は将来の成長のためには、M&Aの実施は欠かせない戦略であると考えております。

当社は中期経営計画期間中に実施する設備投資やM&A等の成長投資に関する資金調達については、主として金融機関からの借入を行うことを計画しておりますが、有利子負債の増加により自己資本比率の低下など財務面で今後の成長戦略に影響が生じる可能性があることを懸念しております。このため、資本性の資金調達と有利子負債のバランスを取りながら資金調達を行う必要があると考えております。

さらに、売上高の水準が2025年3月期の64億円から中期経営計画で目標とする100億円以上に急拡大することに伴う増加運転資金も必要となります。2025年3月期の当期純利益は389百万円であり、中期経営計画期間中も利益計上により純資産が着実に増加していくことを見込んでいますが、事業拡大スピードを一層上げていく中で、現在の不透明な世界経済の状況から、グローバルで活動する当社にとって急激な経営環境の悪化リスクに備えるためにも、年間で増加を見込める利益剰余金の金額の150%程度にあたる500百万円の資本性資金調達を行うことといたしました。

一方、資本性資金調達において、公募増資による普通株式の発行などは、機関投資家の投資対象となり得る企業規模ではないため、実現可能性や調達金額の充分性等の観点から適切ではないと判断しております。さらに、更なる普通株式の発行は、即時に大幅な希薄化を伴い、既存株主の株式価値を損なう可能性があることも、適切な手段ではないと判断した要因であります。

当社は、このような検討過程を経て、①資本性の資金を調達することで財務体質の強化を図ることが中長期的な企業価値の向上のためには必須である、②普通株式の発行ではなく、かつ既存株主の株式価値を損なう可能性を極力排除した第三者割当による優先株式の発行が最適である、と考えるに至りました。

なお、本優先株式にかかる優先配当率は、6.3%（年率）の固定利率であり、普通株式のような増減配はございません。

これらを踏まえ、本優先株式割当先である株式会社日本政策投資銀行と協議を行い、優先株式の枠組みを活用し、自己資本の拡充を図るとともに、普通株式を対価とする取得請求権の行使価格（以下「転換価格」といいます。）を現在の市場価格から大幅に上回る水準に設定することで、既存株主の株主価値に配慮した商品設計とすることとしました。

株式会社日本政策投資銀行には、当社の事業内容等を十分に精査していただき、成長過程における会社への資金供給手段として本優先株式を引き受けただくこととなりました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

本優先株式の払込金額の総額	500百万円
発行諸費用の概算額	10百万円
差引手取概算額	490百万円

- (注) 1. 発行諸費用の内訳は、発行関連手数料、登記関連費用、株式価値算定費用、弁護士費用を予定しています。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本第三者割当増資は、中期経営計画期間中の設備投資やM&A等の成長投資に充当することを目的としております。現時点では、連結子会社であるSTX PRECISION(JB)SDN.BHD.における更なる増産体制の構築に対する投融資資金として200百万円、フィリピン等における生産拠点の設立に対して100百万円を2027年3月期までに充当し、残額をM&A及び運転資金に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

なお、上記調達資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

①連結子会社への投融資資金

連結子会社であるSTX PRECISION(JB)SDN.BHD.における取引先からの新プロジェクト受注等における更なる増産体制の構築のための設備に2024年グロース市場上場の際の調達資金に追加して、2027年3月期までに200百万円を充当する予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資 金 調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百 万 円)	既 支 払額 (百 万 円)				
STX PRECISION (JB)SDN.BHD.	マレーシア工 場 (マレーシア・ ジョホールバル)	金属部 品 鑄 造 及 び加工	鋳造機、 CNC 工 場 設備	732	228	増 資 資金	2023 年 12 月 ～ 2026年3月	2027年 3月期中	生産能力 50%増

(注) 投資予定額については、2024年3月21日の東京証券取引所グロース市場の上場に際し、調達した資金（200百万円）を含んでおります。

②生産拠点の新設

地政学的リスクを勘案し、かつASEANでの生産能力向上を一層強化するため、新たな国（フィリピン等）への進出も含めて生産拠点の設立のために、2027年3月期までに100百万円を充当する予定であります。

③M& A及び運転資金

残額については、中期経営期間中の成長スピードを加速させるための、M& A資金及び今後の増収に伴い必要となる増加運転資金として、中期経営期間中である2026年3月期から2028年3月期中に充当する予定であります。なお、M& A対象先については、生産能力の向上と人員の確保を図ることを主眼として進めており、生産設備・人員・体制が整っており、「のれん」の計上を極力回避できる企業をターゲットにM& A対象先の選定を行っております。

II. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、本優先株式に関する定款規定を新設するとともに、併せてその他の文言の修正及び追加等を行うものです。なお、本定款変更については、株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件とします。

2. 定款変更の日程

(1) 取締役会決議日	2025年5月13日
(2) 株主総会決議日	2025年6月26日（予定）
(3) 効力発生日	2025年6月26日（予定）

III. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少（「その他資本剰余金」の増加）

1. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることいたしました。

なお、かかる資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本第三者割当増資の効力が生じることを条件といたします。

2. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額 250,000,000 円

(なお、同時にを行う本第三者割当増資により資本金が 250,000,000 円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。)

(2) 減少すべき資本準備金の額 250,000,000 円

(なお、同時にを行う本第三者割当増資により資本準備金が 250,000,000 円増加いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。)

(3) 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 3 項並びに第 448 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、本第三者割当増資と一緒に資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます（以下、「本振替処理」といいます。）。

(4) 株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2025 年 5 月 13 日
(2) 債権者異議申述公告日	2025 年 5 月 19 日
(3) 債権者異議申述最終期日	2025 年 6 月 19 日（予定）
(4) 本定時株主総会日	2025 年 6 月 26 日（予定）
(5) 払込期日	2025 年 6 月 30 日（予定）
(6) 効力発生日	2025 年 6 月 30 日（予定）

3. 今後の見通し

資本金の額及び資本準備金の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また、業績に与える影響もありません。本振替処理は本優先株式の発行により払い込まれた資本金及び資本準備金の範囲内で行われることから、効力発生日前と比べて資本金及び資本準備金は減少しません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,448,964	流 動 負 債	1,245,822
現 金 及 び 預 金	419,988	買 掛 金	165,840
電 子 記 録 債 権	26,859	短 期 借 入 金	814,817
売 製 仕 原 材 料 及 び 貯 藏 品	267,028	1年内返済予定の長期借入金	153,883
掛 品 品 品	85,293	リ 一 ス 債 務	28,970
未 払 法 人 税	96,825	未 払 費 用	20,309
未 払 会 人 税	28,160	未 払 法 人 税 等	12,989
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	431,400	賞 与 引 当 金	17,895
そ の 他	93,408	そ の 他	17,754
固 定 資 產	1,675,440		13,362
有 形 固 定 資 產	339,292		
建 構 物	78,600	固 定 負 債	743,724
機 械 及 び 装 置	6,099	長 期 借 入 金	626,010
車 両 運 搬 具	130,563	リ 一 ス 債 務	82,918
工 具、器 具 及 び 備 品	3,335	退 職 給 付 引 当 金	15,097
土 地	10,774	繰 延 税 金 負 債	19,698
リ 一 ス 資 產	16,601		
建 設 仮 勘 定	91,156	負 債 合 計	1,989,547
無 形 固 定 資 產	26,138		
ソ フ ト ウ イ ア	26,138	(純 資 產 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 產	1,310,009	株 主 資 本	1,137,986
投 資 有 価 証 券	66,306	資 本 本 金	369,789
関 係 会 社 株 式	783,116	資 本 剰 余 金	299,202
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	475,622	資 本 準 備 金	299,202
差 入 保 証 金	21,810	利 益 剰 余 金	505,467
そ の 他	11,043	そ の 他 利 益 剰 余 金	505,467
貸 倒 引 当 金	△47,889	固 定 資 產 圧 縮 積 立 金	1,632
		繰 越 利 益 剰 余 金	503,835
		自 己 株 式	△36,473
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,819
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,819
		新 株 予 約 権	1,039
繰 延 資 產	7,987		
株 式 交 付 費	7,987	純 資 產 合 計	1,142,844
資 產 合 計	3,132,392	負 債 ・ 純 資 產 合 計	3,132,392

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売 上 高		1,603,808
売 上 原 価		975,066
売 上 総 利 益		628,741
販売費及び一般管理費		574,742
営 業 利 益		53,998
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		29,428
受 取 配 当 金		121,495
為 替 差 益		25,146
貸 倒 引 当 金 戻 入		95,124
固 定 資 産 貸 料		11,442
そ の 他		9,471
		292,110
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		31,170
固 定 資 産 貸 費 用		12,725
そ の 他		7,194
		51,090
経 常 利 益		295,018
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,496
固 定 資 産 売 却 益		136
そ の 他		34
		1,667
税 引 前 当 期 純 利 益		296,685
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		36,924
法 人 税 等 調 整 額		3,242
当 期 純 利 益		40,167
		256,518

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	327,542	256,955	256,955	2,197	271,181	273,378
当期変動額						
新株の発行	40,627	40,627	40,627	—	—	—
新株の発行(新株予約権の行使)	1,620	1,620	1,620	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△24,430	△24,430
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△565	565	—
当期純利益	—	—	—	—	256,518	256,518
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	42,247	42,247	42,247	△565	232,654	232,088
当期末残高	369,789	299,202	299,202	1,632	503,835	505,467

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△36,400	821,476	327	327	200	822,005
当期変動額						
新株の発行	—	81,254	—	—	—	81,254
新株の発行(新株予約権の行使)	—	3,240	—	—	—	3,240
剰余金の配当	—	△24,430	—	—	—	△24,430
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	256,518	—	—	—	256,518
自己株式の取得	△73	△73	—	—	—	△73
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	3,491	3,491	838	4,329
当期変動額合計	△73	316,509	3,491	3,491	838	320,839
当期末残高	△36,473	1,137,986	3,819	3,819	1,039	1,142,844

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品及び仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 3～13年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に金属部品鋳造及び加工事業を行っており、顧客との契約から生じる収益に関する当該事業における主な履行義務は金属部品の製造及び販売又は金属部品の加工であり、当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、顧客に製品を引き渡した時点であり、当該時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 339,292千円

無形固定資産 26,138千円

減損損失 -

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、主として製造拠点を1つの資産グループとし、減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候は、資産グループの営業活動から生じる損益が継続してマイナスかどうか、使用範囲又は方法の変更の有無、及び経営環境の著しい悪化又は悪化する見込みの有無等を検討することにより、減損の兆候の有無を判定しております。

当社は、いずれの資産グループにおいても、営業活動から生じる損益の継続的なマイナスや、使用範囲又は方法の変更の有無、及び経営環境の著しい悪化又は悪化する見込みといった状況に該当しないため、当事業年度において減損の兆候はないと判定しております。

これらの減損の兆候の判定は、将来の経営環境の変化等の不確実性を伴うものであり、翌事業年度において、減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	-一千円
繰延税金負債	19,698千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社は、貸借対照表上の資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差異である一時差異及び税務上の繰越欠損金等について、繰延税金資産及び負債を認識しております。繰延税金資産及び負債は、期末日時点において制定されている、または実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期または負債が決済される期に適用されると予想される税率を用いて算定しております。将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で認識しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に示された要件に基づき分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当社の経営者により承認された事業計画に基づき算定しており、当社経営者の主観的な判断及び見積りを伴います。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに対する何らかの調整や将来の税法の改正は、繰延税金資産の額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。) 等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による個別計算書類への影響はありません。

2. 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

変更による影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,210,124千円
2. 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	1,045,106千円
STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	151,389千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	118,266千円
短期金銭債務	133,844千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

　　営業取引による取引高

売上高	545,727千円
仕入高	314,679千円
営業取引以外の取引高	161,231千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

　　普通株式 11,225株

(注)当社は、2025年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因是、賞与引当金、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、固定資産圧縮積立金、長期貸付金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三輝特殊技研(香港)有限公司	所有直 接 100 %	資金の貸付 製品の仕入 役員の兼任 経営指導料	経営指導料 (注2)	159,240千円	未収入金	13,270千円
				製品の仕入	14,645千円	買掛金	113,022千円
子会社	SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	所有直接65%間接5%	資金の貸付 固定資産のリース 債務保証 製品の仕入 役員の兼任 経営指導料 製品の販売	経営指導料 (注2)	115,553千円	未収入金	14,520千円
				製品の販売 (注3)	142,641千円	売掛金	53,787千円
				—	短期貸付金	411,400千円	305,622千円
					長期貸付金 (注4)	—	
				利息の受取 (注4)	27,753千円	未収入金	4,645千円
				リース料の受取	11,442千円	—	
				債務保証 (注6)	1,045,106千円	—	
				製品の仕入	287,039千円	買掛金	20,212千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	所有直接 100 %	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注4) 利息の受取 (注4) 債務保証 (注6)	200,000千円 1,475千円 151,389千円	短期貸付金 長期貸付金 －	20,000千円 170,000千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 経営指導料については、経営規模、業績動向を総合的に勘案し、合理的に決定しております。
3. 市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、取引価格を決定しています。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDに対する貸付金については、47,889千円の貸倒引当金を計上しております。
6. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED及びSTX PRECISION (JB) SDN. BHD.の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	556円99銭
1株当たり当期純利益	125円66銭

(注)当社は、2025年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

「連結注記表（重要な後発事象）」と同一の内容であるため、記載を省略しております

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 STG
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野大二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社STGの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社STG及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社STG
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野大二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社STGの2024年4月1日から2025年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通説し、通説の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社STG 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 高橋 彰 ㊞

監査役（社外監査役） 大貫 篤志 ㊞

監査役（社外監査役） 高安 錬太郎 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

本株主総会の第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」で取り上げるA種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する定款規定を新設するものであります。

A種優先株式を発行する理由の詳細につきましては、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」をご参照ください。

なお、当該定款一部変更は、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、6,094,400株とする。	(発行可能株式総数等) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、6,094,400株とし、 普通株式の発行可能種類株式総数は6,094,400株、 A種優先株式の発行可能種類株式総数は500株とする。
(新設)	第2章の2 A種優先株式

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(A種優先配当金)</u></p> <p>第11条の2</p> <p>当会社は、第48条の規定に従い、<u>剰余金の期末配当</u>を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株式登録質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率6.3%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合のA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(A種期中優先配当金)</u></p> <p><u>第11条の3</u></p> <p>当会社は、第49条又は第49条の2の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率6.3%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われるまでの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第11条の4</u></p> <p>当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第11条の5</u></p> <p>A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、会社法第461条第2項所定の分配可能額を取得の上限として、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われ、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(基本償還価額算式)</u></p> <p style="text-align: center;">基本償還価額 $= 1,000,000 \text{円} \times (1 + 0.063)^{m+n/365}$</p> <p style="text-align: center;">払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「$m+n/365$」は「$(1 + 0.063)$」の指数を表す。</p> <p style="text-align: center;"><u>(控除価額算式)</u></p> <p style="text-align: center;">控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times (1 + 0.063)^{x+y/365}$</p> <p style="text-align: center;">「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金（償還請求日までの間に支払われたA種類期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。</p> <p style="text-align: center;">償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「$x+y/365$」は「$(1 + 0.063)$」の指数を表す。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第11条の6</u> <u>当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。</u></p> <p><u>2 種優先株式1株当たりの取得価額は、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第11条の7</u></p> <p>A種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、かかる請求がなされた日を「取得請求日」という。）当会社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、次の算式に従って算出される数の当会社の普通株式を交付するものとする。</p>
<u>取得と引換えに 交付すべき普通 株式の数</u>	<p>第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「取得請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「取得請求前支払済優先配当金」（取得請求日までの間に支払われた優先配当金（取得請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）</p> <p style="text-align: right;"><u>取得価額</u></p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>2 取得価額は、当初、2,500円とする。</p> <p>3 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後} \quad = \quad \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後の取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。</p> <p>4 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。</p> $\text{調整後} \quad = \quad \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$

現行定款	変更案
(新設)	<p>5 第10項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、当会社の役員若しくは従業員若しくは当会社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株式報酬制度のために普通株式を発行又は処分する場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $ \begin{aligned} & \text{調整後 取得前 } = \frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}}{\text{有する普通株式の数}} \times \frac{\text{1株あたりの時価}}{\text{払込金額}} \\ & \text{取得価額} = \text{調整後 取得前 } \times \frac{\text{新規に発行する普通株式の数}}{\text{当会社が保有する普通株式の数} + \text{新規に発行する普通株式の数}} \end{aligned} $

現行定款	変更案
(新設)	<p>6 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、第10項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本項において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本項において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>7 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が第10項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本項において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本項による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>8 第3項ないし前項に掲げた事由によるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(1) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸收分割、吸收分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(2) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(3) 前号のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>9 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>10 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連續する 30 取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。</u> <u>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</u></p> <p><u>11 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>（議決権）</u> <u>第 11 条の 8</u> <u>A 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>（株式の併合又は分割等）</u> <u>第 11 条の 9</u> <u>法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(種類株主総会への準用)</u> <u>第11条の10</u> <u>第3章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。</u></p>
(新設)	<p><u>(期中配当)</u> <u>第49条の2</u> <u>前二条のほか、当会社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。</u></p>

第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. 及び2. に記載の理由により、下記3. に記載の要領にて、株式会社日本政策投資銀行（以下、「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当によるA種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資は、第1号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生することを条件とします。また、2025年5月13日付で当社と本優先株式割当予定先が締結した投資契約（以下「本投資契約」といいます。）において、割当予定先による本優先株式に係る払込みは、本株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること等を条件としております。

1. 特に有利な払込金額で募集株式（A種優先株式）を発行する理由

(1) 募集に至る主な目的

当社は、2024年12月12日に公表しました中期経営計画「Challenge 100」（計画期間：2025年度～2027年度）の方針に沿い、事業の成長スピードを上げていくために、積極的な設備投資やM&Aの実施等を行ってまいりたいと考えております。なお、この中期経営計画では、2027年度において連結売上高100億円、連結営業利益8億円（M&Aによる売上増加20億円を含む）を数値目標としております。

トランプ米大統領の関税政策や米中貿易摩擦などによって、世界経済は大きな下振れリスクに直面し、世界経済の見通しについては悲観的な見方が広がり、先行きの不透明感が一層強まりつつあります。このような状況の中ではありますが、当社の主力製品である軽量化金属部品（マグネシウム合金部品やアルミニウム合金部品）については、製品の徹底した軽量化を追求する顧客（製造メーカー等）からの需要が根強く、さらに当社がこれまで培った「精密成型」技術力をもとに様々な製品（ミラーレスカメラなどの高付加価値カメラ、自動車、ネットワークカメラ、プリンターやプロジェクターなどの精密機器、医療機器、ドローン等）への活用が見られています。

当社は、これらの製品を日本・中国・A S E A Nで製造し、世界的な大手メーカーの各種製品に対して供給しております。世界経済の動向により当社の業績は左右される可能性がありますが、カーボンニュートラルへの大きな流れの中で、軽量化金属部品への強い需要は引き続き続くものと考えております。

中期経営計画「Challenge 100」では、この流れを捉え、着実に成長を遂げていくために、積極的な資金調達を行い、設備投資やM&Aなどにより生産能力の拡大や人員の確保を図ってまいりたいと考えております。

本第三者割当による調達資金については、上記、生産能力の拡大のための設備投資やM&A、及びその増加運転資金として充当することを目的としております。本優先株式による資金調達を選択した理由については、「(2)本優先株式による資金調達を実施する理由」をご参照ください。

(2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は、2024年3月に東京証券取引所のTOKYO PRO Marketからグロース市場へ市場変更を行いました。この際に普通株式の公募増資を行い、資金調達を実施しました。この調達資金の使途に関しましては、主としてマレーシア子会社の設備投資に充当し、この設備投資の実施は着実に進んでおります。

しかしながら、この設備投資を実施したうえでも、製品軽量化を希求する取引先各社からの当社製品への需要は旺盛であり、今後も設備投資を継続的に実施していく必要があると認識しています。加えて、当社は将来の成長のためには、M&Aの実施は欠かせない戦略であると考えております。

当社は中期経営計画期間中に実施する設備投資やM&A等の成長投資に関する資金調達については、主として金融機関からの借入を行うことを計画しておりますが、有利子負債の増加により自己資本比率の低下など財務面で今後の成長戦略に影響が生じる可能性があることを懸念しております。このため、資本性の資金調達と有利子負債のバランスを取りながら資金調達を行う必要があると考えております。

さらに、売上高の水準が2025年3月期の64億円から中期経営計画で目標とする100億円以上に急拡大することに伴う増加運転資金も必要となります。2025年3月期の当期純利益は389百万円であり、中期経営計画期間中も利益計上により純資産が着実に増加していくことを見込んでいますが、事業拡大スピードを一層上げていく中で、現在の不透明な世界経済の状況から、グローバルで活動する当社にとって急激な経営環境の悪化リスクに備えるためにも、年間で増加を見込める利益剰余金の金額の150%程度にあたる500百万円の資本性資金調達を行うことといたしました。

一方、資本性資金調達において、公募増資による普通株式の発行などは、機関投資家の投資対象となり得る企業規模ではないため、実現可能性や調達金額の充分性等の観点から

適切ではないと判断しております。さらに、更なる普通株式の発行は、即時に大幅な希薄化を伴い、既存株主の株式価値を損なう可能性があることも、適切な手段ではないと判断した要因であります。

当社は、このような検討過程を経て、①資本性の資金を調達することで財務体質の強化を図ることが中長期的な企業価値の向上のためには必須である、②普通株式の発行ではなく、かつ既存株主の株式価値を損なう可能性を極力排除した第三者割当による優先株式の発行が最適である、と考えるに至りました。

なお、本優先株式にかかる優先配当率は、6.3%（年率）の固定利率であり、普通株式のような増減配はございません。

これらを踏まえ、本優先株式割当先である株式会社日本政策投資銀行と協議を行い、優先株式の枠組みを活用し、自己資本の拡充を図るとともに、普通株式を対価とする取得請求権の行使価格（以下「転換価格」といいます。）を現在の市場価格から大幅に上回る水準に設定することで、既存株主の株主価値に配慮した商品設計とすることとしました。

株式会社日本政策投資銀行には、当社の事業内容等を十分に精査していただき、成長過程における会社への資金供給手段として本優先株式を引き受けいただくこととなりました。

2. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社StewartMcLarenに対して本優先株式の価値分析を依頼いたしました。株式会社StewartMcLarenは、一般的な株式オプション価値算定モデルであり、本優先株式の主要な特徴を反映した評価額を算定し得るモデルである二項格子モデルを用いて本優先株式の価値算定を実施しており、当社は本日付けで株式会社StewartMcLarenより本優先株式の評価報告書（以下、「種類株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

種類株式評価報告書によれば、株式会社StewartMcLarenは、評価基準日時点の市場環境等を考慮した一定の前提（本優先株式の残余財産の分配額、配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、本優先株式の取得価額、本A種優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社の財務諸表、株価（1,299円）、ボラティリティ（46.7%）、配当金（17.5円）、無リスク利子率（0.9%）、借入利率（2.5%）等）を設定しており、本優先株式の公正な評価額を本優先株式1株当たり952,285円から986,563円と算定しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本優先株式の払込金額を1株当たり1,000,000円とし、その他の発行条件を決定しております。本優先株式の発行価額が当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本優先株式の発行条件は合理的であり、本優先株式の発行が有利発行に該当しないものと考えております。もっとも、種類株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項の規定に基づき、本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として、本第三者割当増資を実施することいたします。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を500株発行することにより、総額500,000,000円を調達いたしましたが、上記1.に記載の本種類株式の発行目的及び資金使途に照らし、調達額は合理的であると判断しております。

また、株式の希薄化については、普通株式の公募増資のように、即時に大幅な希薄化を

伴い、既存株主の株式価値を損なうものではないことに加え、転換価格を現在の市場価格から大幅に上回る水準に設定することで、既存株主の株主価値に配慮した商品設計としており、株式の希薄化の規模としては合理的であると判断しております。(転換価格は、当社の上場来最高値を十分に上回る水準に設定しております。) なお、本優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、①払込金額相当分については、議決権数2,000個の普通株式が交付されることとなり、2025年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である20,724個（2025年4月1日付で実施した株式分割を考慮した値）に対する割合は8.80%（総議決権総数は2,000個を加算した22,724個）、②払込金額相当分に加え、払込期日から2030年6月30日まで優先配当金が支払われず累積した場合には、議決権数2,630個の普通株式が交付されることとなり、2025年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である20,724個（2025年4月1日付で実施した株式分割を考慮した値）に対する割合は11.26%（総議決権総数は2,630個を加算した23,354個）となります。

3. 募集事項の内容

(1) 募集株式の種類及び数

A種優先株式 500株

(2) 募集株式の払込金額 1株につき1,000,000円

(3) 払込金額の総額

500,000,000円

(4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額

増加する資本金の額 250,000,000円

増加する資本準備金の額 250,000,000円

(5) 払込期日

2025年6月30日

(6) 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社日本政策投資銀行に全株式を割り当てます。

(7) 募集株式の内容

A種優先株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の理由

配当原資（分配可能額）の準備その他今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるため、A種優先株式の発行と併せて、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）。

なお、本資本金等の額の減少については、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」が原案どおり承認可決され、A種優先株式第三者割当に係る払込みが行われることを条件といたします。

2. 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額	250,000,000円
増加するその他資本剰余金の額	250,000,000円
資本金の額の減少がその効力を生ずる日	2025年6月30日（予定）

3. 資本準備金の額の減少の要領

減少する資本準備金の額	250,000,000円
増加するその他資本準備剰余金の額	250,000,000円
資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日	2025年6月30日（予定）

第4号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の業績及び将来の発展のための再投資に必要な内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円
総額35,874,125円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第5号議案 定款一部変更の件（事業目的）

1. 提案の理由

当社の事業拡大に伴い、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>1. 一般金属表面研磨処理加工業 2. 精密機械部品の設計、製造、加工並びに販売 3. 電気、通信機器部品の設計、製造、加工並びに販売 4. 自動車部品の設計、製造、加工並びに販売 5. 各種金属ダイカスト及び鋳造、加工 6. 金属プレス加工 7. 鋳造用塑性加工用並びに樹脂成形用金型の設計、製造、加工並びに修理、販売 8. <u>鋳造機械の設計</u>、製造、加工並びに修理、販売 9. 金属溶接加工 10. 金属切削加工並びに金属研削加工 11. 各種金属の再生加工及び販売 12. 日用品等の設計、製造、加工並びに販売 13. 子会社の経営指導 14. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>1.～7. (現行どおり) 8. <u>鋳造及び加工機械の設計</u>、製造、加工並びに修理、販売 9.～14. (現行どおり)</p>

第6号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> 取締役 佐藤 輝明 (さとう てるあき) 1966年10月24日	<p>1989年4月 株式会社日通商事入社 1994年4月 有限会社三輝プラス (現当社) 入社 1999年6月 株式会社三輝プラス (現当社) 取締役 就任 2006年5月 三輝特殊技研 (香港) 有限公司設立 同社董事長 (現任) 2007年4月 当社取締役専務 2009年4月 当社代表取締役社長 (現任) 2011年9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED設立 同社代表取締役 (現任) 2021年4月 STX PRECISION (JB) SDN.BHD. 取締役就任 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三輝特殊技研 (香港) 有限公司 董事長 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 代表取締役 ・STX PRECISION (JB) SDN.BHD. 取締役 	150,000株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> 取締役 森田 泰成 (もりた やすなり) 1971年3月27日	<p>1993年4月 株式会社TOSEI※入社 2007年10月 株式会社TOSEI取締役 2009年3月 株式会社TOSEI専務取締役 2011年9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役 (現任) 2015年4月 当社専務取締役 2022年4月 当社専務取締役製造本部長 2024年4月 当社専務取締役 (現任)</p> <p>※株式会社TOSEIは2015年4月1日付で当社に吸収合併</p> <p><重要な兼職の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役 	24,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>取締役 林 忠徳 (りん ちゅうとく)</p> <p>1972年7月8日</p>	<p>1997年4月 当社入社 2006年6月 三輝特殊技研（香港）有限公司 工場長 2008年4月 三輝特殊技研（香港）有限公司 総経理 2011年9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役（現任） 2011年12月 深圳市参輝精密五金有限公司 代表人（現任） 2015年4月 当社常務取締役 2016年2月 三輝特殊技研（香港）有限公司 董事（現任） 2023年6月 当社専務取締役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事 ・深圳市参輝精密五金有限公司 代表人 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役 	4,500株
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>取締役 白井 芳弘 (しらい よしひろ)</p> <p>1965年9月18日</p>	<p>1989年4月 株式会社紀陽銀行 入行 2007年1月 同行経営企画部部長代理 2012年4月 同行熊取支店長 2013年7月 同行羽倉崎－日根野連合店統括支店長 2014年10月 同行東京支店副支店長 2015年4月 阪和信用保証株式会社へ出向 2017年4月 当社へ出向 管理本部長 2018年4月 当社へ転籍 管理本部長 2018年6月 当社常務取締役管理本部長 2021年4月 STX PRECISION (JB) SDN.BHD. 取締役就任（現任） 2024年6月 当社専務取締役管理本部長（現任）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・STX PRECISION (JB) SDN.BHD. 取締役 	—

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p>再任</p> <p>社外取締役 佐々木 智一 (ささきともかず)</p> <p>1972年1月24日</p>	<p>1994年4月 長瀬産業株式会社入社 2000年4月 佐々木化学薬品株式会社入社 2006年10月 同社代表取締役（現任） 2015年6月 当社取締役（現任） 2021年7月 一般社団法人京都試作ネット 代表理事（現任）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐々木化学薬品株式会社 代表取締役 ・一般社団法人京都試作ネット 代表理事 	—
6	<p>再任</p> <p>社外取締役 鈴木 昭彦 (すずきあきひこ)</p> <p>1959年7月4日</p>	<p>1982年4月 加賀電子株式会社入社 1988年4月 同社関西営業所所長 1993年2月 株式会社ネクストン設立 代表取締役（現任） 2000年10月 株式会社フォルテック設立 代表取締役（現任） 2003年6月 一般社団法人コンピューターソフトウェア 倫理機構 理事長（現任） 2018年1月 株式会社五健堂（現株式会社五健堂ホールディングス） 社外監査役（現任） 2021年8月 株式会社ネクストン分社により 株式会社エスコーポレーション設立 代表取締役（現任） 2022年6月 当社取締役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ネクストン 代表取締役 ・株式会社フォルテック 代表取締役 ・一般社団法人コンピューターソフトウェア倫理機構 理事長 ・株式会社五健堂ホールディングス 社外監査役 ・株式会社エスコーポレーション 代表取締役 	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 2025年4月1日付けで普通株式1株を2株に株式分割しております。上記取締役候補者の有する当社株式数は、当該株式分割前の2025年3月31日現在のものであります。
3. 取締役候補者のうち佐々木智一氏及び鈴木昭彦氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。
4. 社外取締役候補者の選任理由、期待される役割の概要及び取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
佐々木智一氏及び鈴木昭彦氏を社外取締役候補者とした理由は、経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、また当社から独立した立場で当社経営の助言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
佐々木智一氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって10年であります。また、鈴木昭彦氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年であります。
- (3) 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約について
当社は現在、佐々木智一氏及び鈴木昭彦氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、法令が規定する額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- (4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は「4.会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第7号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高安鍊太郎氏は、任期満了となりますので、あらためて、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> 社外監査役 高安 鍊太郎 (たかやす れんたろう) 1972年1月30日	<p>1992年4月 三菱自動車工業株式会社 (現三菱ふそうトラック・バス株式会社) 入社</p> <p>1993年3月 有限会社烏龍舎入社</p> <p>2007年1月 有限責任監査法人トーマツ入社</p> <p>2011年6月 みずほ証券株式会社入社</p> <p>2011年9月 株式会社アール・アンド・カンパニー設立 代表取締役（現任）</p> <p>2020年11月 MakeHouse株式会社 社外監査役</p> <p>2021年2月 iRiek.株式会社設立 代表取締役（現任）</p> <p>2021年3月 税理士法人Wells Accounting設立 代表社員（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社シキノハイテック 取締役（現任）</p> <p>2021年6月 当社監査役（現任）</p> <p>2021年10月 株式会社ギークピクチャーズ 監査等委員（現任）</p> <p>2022年8月 株式会社テックオーション 監査役（現任）</p> <p>2023年11月 株式会社アイネクション 監査役（現任）</p> <p>2024年10月 株式会社シンク・ネイチャー 監査役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社アール・アンド・カンパニー 代表取締役 ・iRiek.株式会社 代表取締役 ・税理士法人Wells Accounting 代表社員 ・株式会社シキノハイテック 取締役 ・株式会社テックオーション 監査役 ・株式会社アイネクション 監査役 ・株式会社シンク・ネイチャー 監査役 	—

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高安鍊太郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由

高安鍊太郎氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての幅広い見識を有するとともに、みずほ証券株式会社での勤務時に蓄積されたコーポレートガバナンスやコンプライアンスなど

の幅広い知見を有することから、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

高安鍊太郎氏の社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります

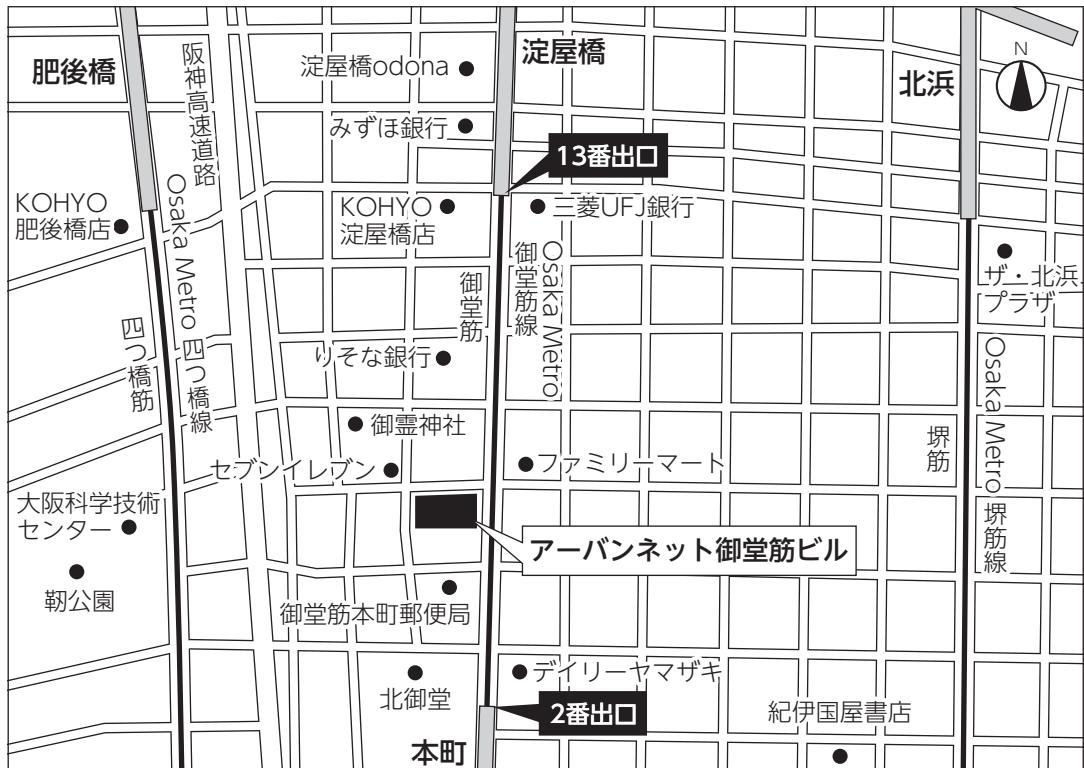
(3) 監査役との責任限定契約について

当社は現行定款第41条第2項において、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めておりますが、その限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。社外監査役候補者である高安鍊太郎氏の選任が承認された場合、当社との間で上記と同じ責任限定契約を継続する予定であります。

(4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は「4.会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図



会場：大阪府大阪市中央区淡路町4丁目2番13号 アーバンネット御堂筋ビル

アーバンネット御堂筋ホール ホールA

交通：Osaka Metro御堂筋線「淀屋橋駅」13番出口より徒歩約4分

Osaka Metro御堂筋線「本町駅」2番出口より徒歩約3分

●駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。